

# J A 庄内みどりを提訴

## 組合員4人米の販売代金返還求める

J A 庄内みどり（本所・

酒田市、阿部茂昭代表理事  
組合長）が組合員の米を直

接販売した際、組合員の合  
意なく販売代金の一部を支  
払わず、組合の内部留保に

回していたとして、遊佐町  
内の組合員4人が15日、同

J Aを相手取り、未払い金  
総額291万円を支払うよ

う求める訴えを、地裁酒田

支部に起こした。

訴えたのは、遊佐町当山  
の農業、菅原英児さん（57）  
ら同町内の組合員4人。

訴状などによると、菅原  
さんら原告は毎年、個別に

同J Aと出荷契約を締結。

しかし、J Aは原告らとの  
合意がないにもかかわらず、

原告らの米を販売した代金  
(精算金)のうち半額を「直

販メリット」「倉庫使用料」

などの名目で控除して内部留

保し、原告に支払っていな

い。合意なく内部留保に回  
された金額は、2002年

産米以降の「直販メリット」

だけでも、年間最多で約1

億2600万円、14年産米  
まで、総額約6億4000

万円に上るという。

今回の請求分は、農協側  
の確かな資料が残る06年産  
米以降の4人分。今後、何

段階かに分けて賛同する組  
合員に原告に加わってもら  
い、最終的には100人を

超える見通しという。

菅原さんは11年6月の  
総代会で直販メリットにつ  
いて質問。J A側は「明文  
化されたルールはなく、理  
事会で決定している」と説  
明。菅原さんらが「(組合  
員との合意に基づく)正し  
いルールを作るべき」と指  
摘すると、「ルール化を検  
討する」と回答したが、そ

の後、いまだにルールは明  
文化されていない。14年9  
月の県の常例検査では「生  
産者に還元すべき精算金を  
販売雑収入に計上している」  
と指摘された。これを受け、  
12年産米の精算では精算金  
全額を生産者に還元したが、

菅原さんによると、この  
問題が発覚したのは201  
年、09年産米の最終精算  
をする際、全農への委託販  
売について過払い金があ  
ることが分かったのがきっ  
かけ。J A側が対象外の組  
合員からも口座引き落とし  
を行ったため、調査・返還  
要求する中で、「直販メリ  
ット」などの名目で合意な  
く精算金が控除されている  
ことを知ったという。

菅原さんは11年6月の  
総代会で直販メリットにつ  
いて質問。J A側は「明文  
化されたルールはなく、理  
事会で決定している」と説  
明。菅原さんらが「(組合  
員との合意に基づく)正し  
いルールを作るべき」と指  
摘すると、「ルール化を検  
討する」と回答したが、そ

の後、いまだにルールは明  
文化されていない。14年9  
月の県の常例検査では「生  
産者に還元すべき精算金を  
販売雑収入に計上している」  
と指摘された。これを受け、  
12年産米の精算では精算金  
全額を生産者に還元したが、

13年産から再び半額をJ A  
の雑収入に計上したという。  
この日、地裁への訴状提  
出後、酒田市内で弁護士ら  
と共に記者会見した菅原さ  
んは「つらい時間を過ごし  
たが、耐えて頑張ってきた。  
返金運動というより、農協  
経営の健全化を目指し、今  
後、生産者と一緒に対応し  
ないといけない」と説明。  
「最も信頼し、頼りにして  
きた農協を訴えるのはつら  
い」と涙ながらに訴えた。

菅原さんによると、近  
隣の他農協で組合員の米を  
販売する場合、農協側の報  
酬は手数料だけで、庄内み  
どりの「直販メリット」な  
どはない。この精算方法は、  
農林水産省が策定した事務  
ガイドラインにも違反して  
いるという。



訴状提出後、涙ながらに記  
者会見した菅原さん（左か  
ら2人目）ら原告団

J A庄内みどりは同日、  
訴えについて「訴状がまだ  
届いておらず、提訴内容は分  
からないが、今後、弁護士  
と相談の上、対応したい。  
このような事態になつたこ  
とは大変残念」とのコメントを  
発表した。